

事務連絡
令和6年1月9日

各
都道府県
指定都市
核都市
民生主管部局 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和6年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

令和6年能登半島地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にありますが、高齢の要援護者に対しては、福祉サービス等の確保に努めていただくとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、以下のとおりとなりますので、対応に万全を期すようお願いいたします。

1 社会福祉施設等での受け入れ

(1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している高齢者については、「令和6年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について（令和6年1月9日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡。別紙参照。）」により、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うことや、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む）への受け入れを行うことなど、必要な支援を行うことを依頼しているところである。社会福祉施設等において受け入れを行うに当たっては、受入先を調整したうえで入所等、福祉サービス等を提供することが必要となる。

このため、

- 把握した福祉サービス等の提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービス等をどの程度対応できるか把握すること
 - さらに、被災地等における福祉サービス事業者等で対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービス等の広域的な利用調整が行えるよう体制を整えること
- 等が必要である。

上記の取組みにより、避難所等に避難している高齢者について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握するとともに、施設入所については福祉サービス等の広域的な利用調整が行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

(2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受入先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

また、病弱者である場合や認知症高齢者の容態が悪化した場合には、必要な医療の確保に配慮すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。なお、具体的な対応については、別添の内容を踏まえて、必要なサービスの提供に努められたい。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 老人福祉施設での受入れ

ア 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁

措置等は継続されているものとして、措置費は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

イ 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費支弁

① 定員内での受入れ

当該受入施設の通常の措置費支弁と同様に支弁。

② 定員超過での受入れ

定員超過した員数に、当該受入施設の措置費単価を乗じて支弁。

③ 受入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁。

④ 種別の異なる施設での受入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

ウ 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行っても差し支えない。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 9 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 6 年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について

令和 6 年能登半島地震により被災した要援護高齢者等について、被災地市町村においては、その状況の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供に努めていただいているところではありますが、引き続き関係団体等と連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等については、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可。以下同じ。）を行うなど適切な支援に御配慮いただきますようお願い申し上げます。その際、以下の点にも御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地市町村においては、地域包括支援センター等が中心となり、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等と連携して、次のとおり要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握を行い、必要なサービス提供につながるよう支援をお願いいたします。

（１）地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による安否確認等

地域包括支援センターは、居宅介護支援事業者等と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握を行うこと。

（２）避難所等に避難している高齢者に対する必要なサービスの提供

避難所に避難している高齢者に対し、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

また、「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保に

ついて」（令和6年1月4日付けこども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課事務連絡）においてお示したとおり、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）へ受入れを行うことにより、避難者の対応に万全を期すこと。

（３）在宅要援護高齢者等に対する支援

介護サービスを利用している在宅の要援護高齢者等について、引き続き必要な介護サービスが確保できるよう介護サービス事業者等と連携を図るとともに、被災に伴い新たな課題やニーズを把握した場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等に新たなサービスを追加するなど必要なサービスの利用につなげること。

なお、「令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」（令和6年1月5日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）においてお示したとおり、居宅サービス計画（ケアプラン）等の変更については、一定程度状況が落ち着いた後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うこと等、柔軟な取扱いも可能であること。

また、高齢者の家屋の状況や身体状況等を踏まえ、必要に応じ、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えないこと。

2 介護支援専門員等の広域的な確保について

被災地市町村において上記の対応を実施するに当たり、介護支援専門員等を確保することが困難な場合には、都道府県は、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、介護支援専門員等の広域的な確保を図られるよう、必要な支援をお願いします。